

最近の税関行政等について



名古屋税関 監視部長

【目次】

- 1 税関の沿革等
- 2 安全・安心な社会の実現
- 3 適正かつ公平な関税等の徴収
- 4 貿易円滑化の推進
- 5 スマート税関構想2020
- 6 トピックス（保税行政関連）

1 税関の沿革等 ～税関設置の経緯～

全国		名古屋	
1858年 (安政5年)	函館、神奈川、新潟、兵庫、長崎の開港を 取り決め	1937年 (昭和12年)	名古屋税関が大阪税関から独立
1859年 (安政6年)	函館、神奈川、長崎に運上所設置 (以降順次)	1953年 (昭和28年)	名古屋外郵出張所を設置
1872年 (明治5年)	全国の 運上所 を「 税関 」に名称変更	1972年 (昭和47年)	西部出張所等 を設置
1902年 (明治35年)	新潟税関廃止	1988年 (昭和63年)	諏訪出張所・長野地区政令派出所 を設置
1909年 (明治42年)	門司税関が長崎税関から独立	1996年 (平成8年)	岐阜政令派出所 を設置
1937年 (昭和12年)	名古屋税関が大阪税関から独立	2005年 (平成17年)	中部空港税関支署 を設置
1943年 (昭和18年)	税関閉鎖(税関官制が廃止され、施設等は 海運局に移管)	2009年 (平成21年)	清水税関支署 静岡空港出張所 を設置
1946年 (昭和21年)	税関再開		
1953年 (昭和28年)	東京税関が横浜税関から独立		
1972年 (昭和47年)	沖縄地区税関設置		

2022年:150周年



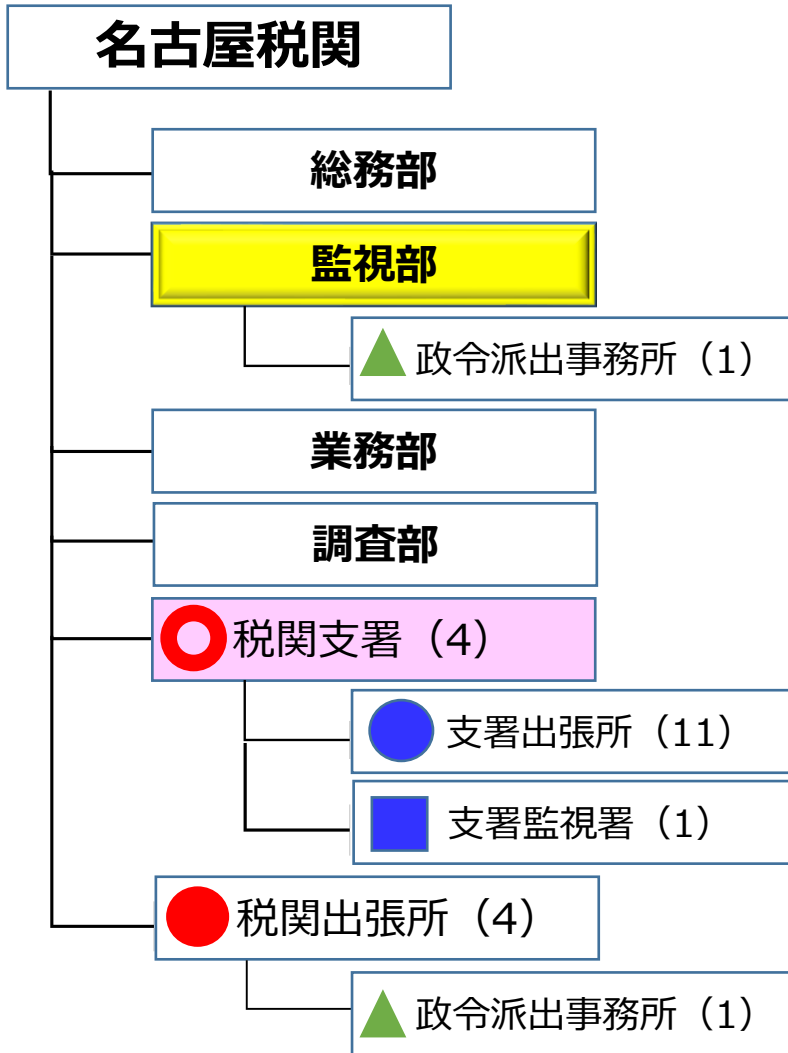
「大阪税関名古屋支署」



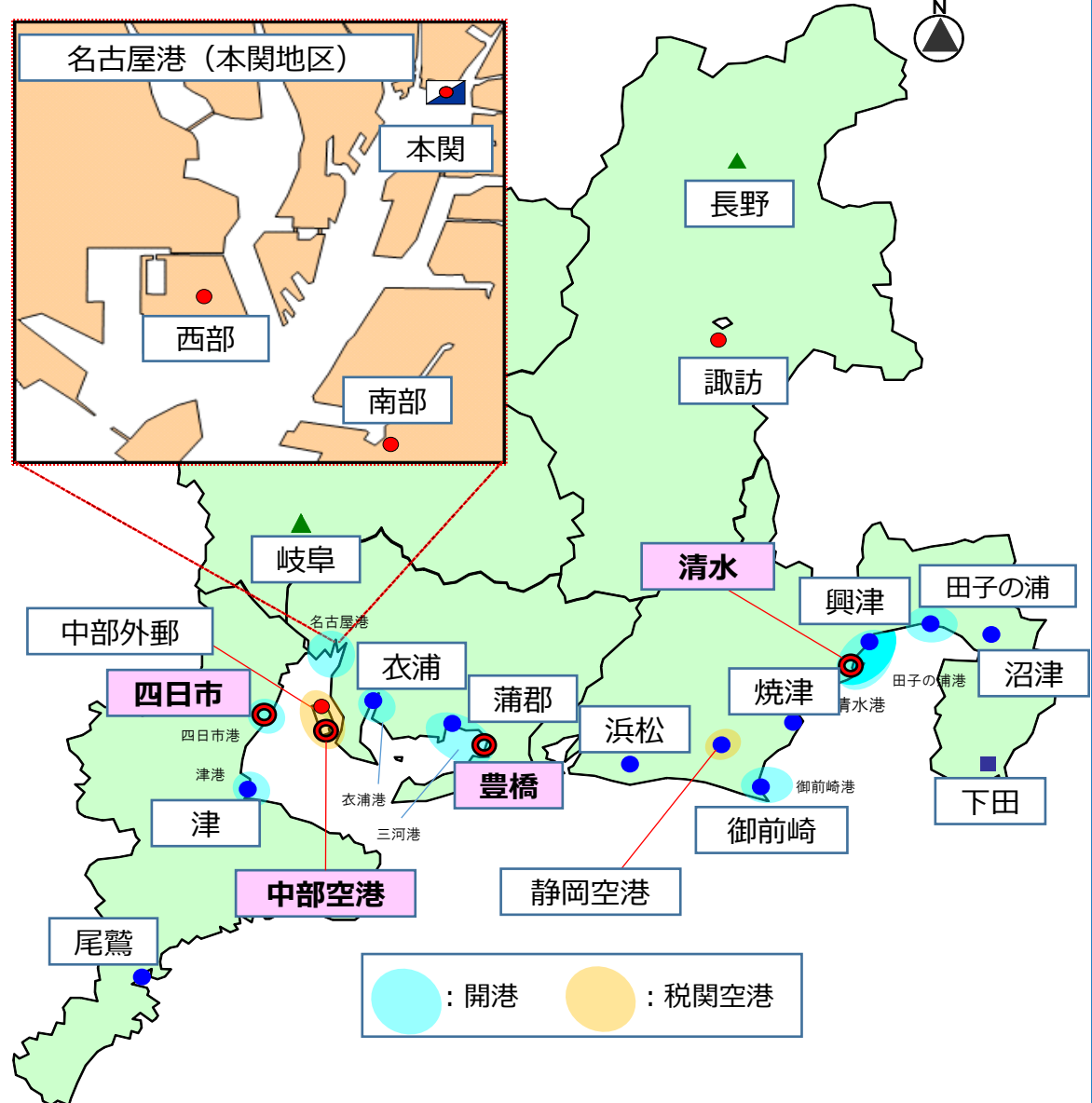
「名古屋港の開港を祝う祝賀アーチ」
名古屋港管理組合所蔵

1 税関の沿革等 ～名古屋税関の機構及び管轄区域～

《機構》



《管轄区域》



1 税関の沿革等 ～税関のロゴマークについて～



- H19年11月制定
- 航空機、船、ゲート(門)を組み合わせて、従前のロゴマークであった“関”の字を継承
- ゲート(門)の中の秤は公平を、鍵は保全を意味し、税関の役割を表現
- 3つの桜が税関の使命(安全・安心な社会の確保、関税等の適正・公平な課税、貿易の円滑化の推進)の意義

(丸と、丸の中の背景画については、特に、国土であるとか、友好であるとか、地球であるとか等の意義づけはない。)



1 税関の沿革等 ～税関の3つの使命～

覚醒剤などの不正薬物や銃器、テロ関連物資、知的財産侵害物品など、輸入又は輸出が禁止・規制されている物品を水際で取り締まる

外国から輸入される貨物や、海外からの旅行者の携帯品などに対して、関税や消費税などを賦課・徴収する

輸入事後調、金密輸対策

安全・安心な
社会の実現

3つの使命

適正かつ公平な
関税等の賦課 徴収

貿易円滑化の推進

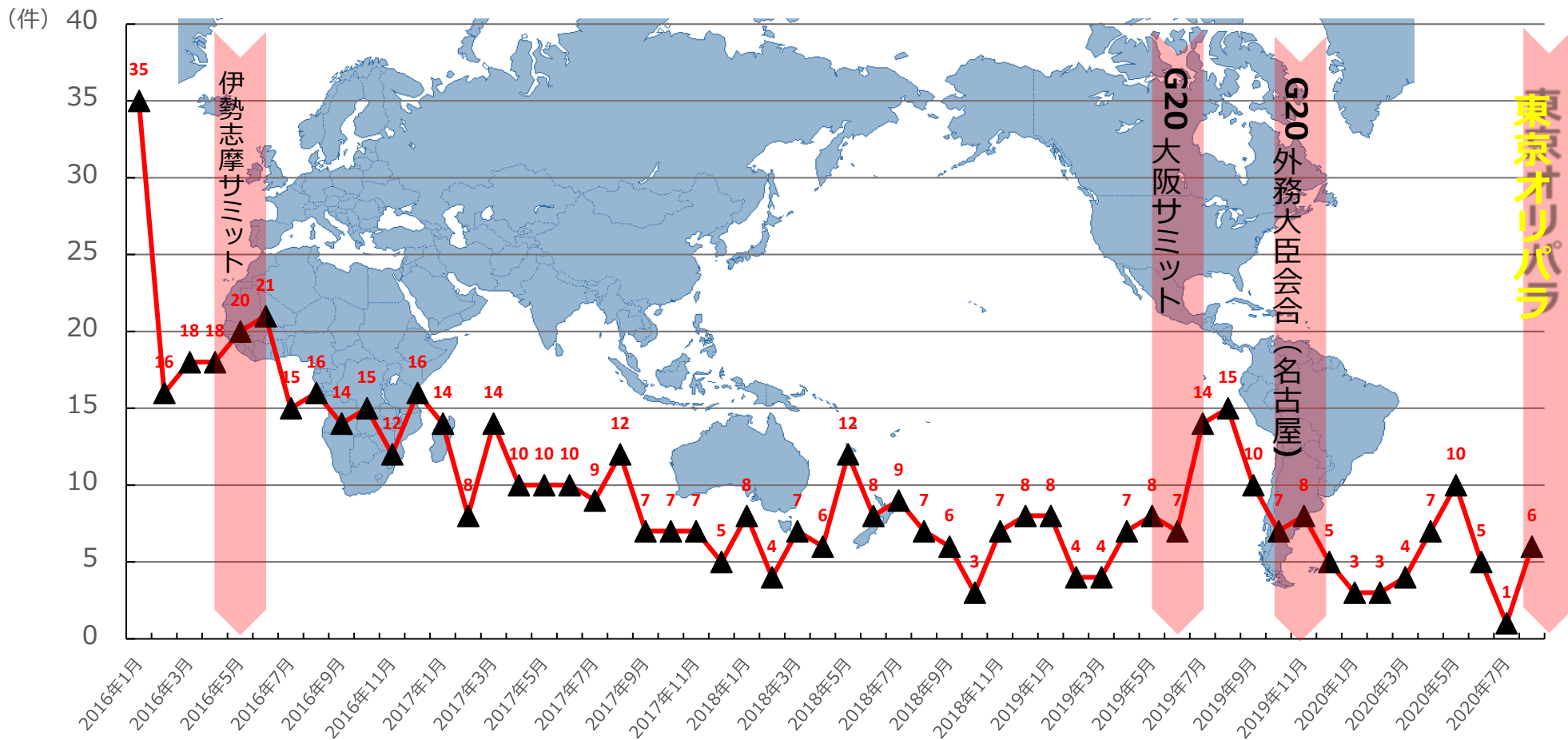
貿易関係者の国際競争力の強化や利便性の向上を図る観点から通関手続きのより一層の迅速化などに取り組む

AEO制度、申告官署の自由化、経済連携協定

保税＝3つの使命を達成するため、外国貨物の蔵置、移動等について、一定の制約を設け、税関の監督下に置く制度

2 安全・安心な社会の実現 ～テロ対策～

◆ 世界各地でのテロ発生件数



(出所) 公安調査庁HPを基に当関で作成

- ✓ 2019年にはスリランカで同時爆破テロ事件（750人以上死傷）が発生
- ✓ 件数は減少傾向にあるものの、引き続き注意が必要

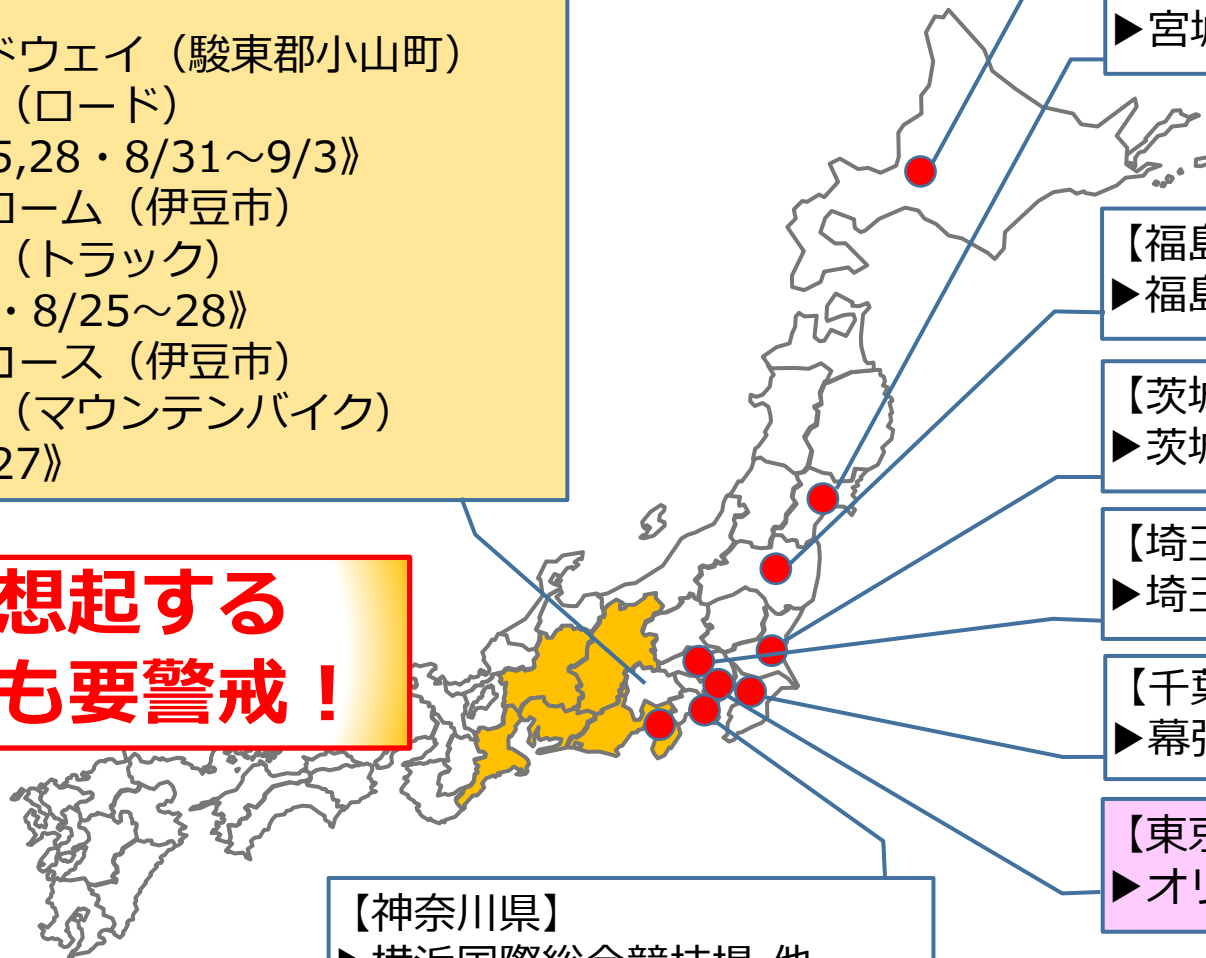
2 安全・安心な社会の実現 ～テロ対策（東京オリパラ）～

- ◆開催期間 オリンピック 2021年7月23日～8月8日
パラリンピック 2021年8月24日～9月5日
- ◆開催地 9都道府県42会場

【静岡県】

- ▶富士スピードウェイ（駿東郡小山町）
自転車競技（ロード）
《7/24,25,28・8/31～9/3》
- ▶伊豆ベロドローム（伊豆市）
自転車競技（トラック）
《8/2～8・8/25～28》
- ▶伊豆MTBコース（伊豆市）
自転車競技（マウンテンバイク）
《7/26～27》

**テロを想起する
モノも要警戒！**



【北海道】
▶札幌大通公園 他

【宮城県】
▶宮城スタジアム

【福島県】
▶福島あづま球場

【茨城県】
▶茨城カシマスタジアム

【埼玉県】
▶埼玉スタジアム2002 他

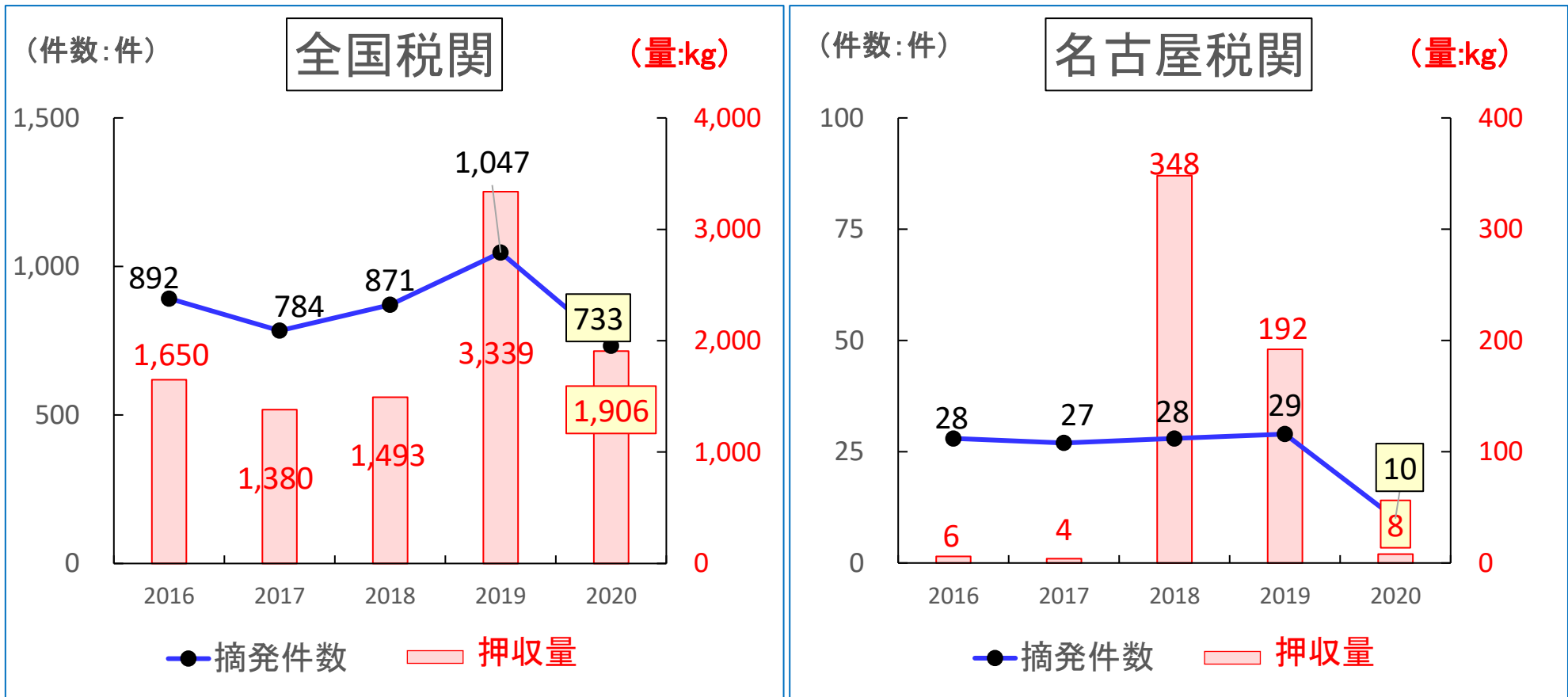
【千葉県】
▶幕張メッセ 他

【東京都】
▶オリンピックスタジアム 他

【神奈川県】
▶横浜国際総合競技場 他

2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（不正薬物摘発状況）～

◆ 不正薬物の摘発件数及び押収量の推移



【2019年】

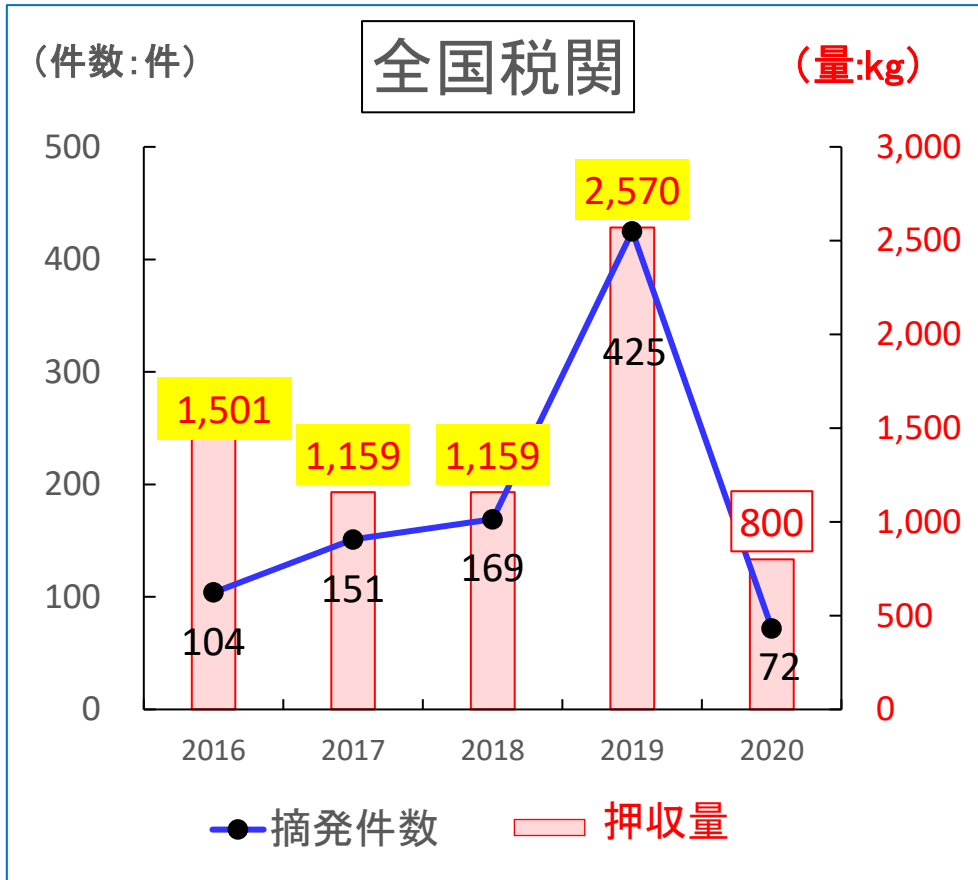
✓ 全国税関で約**3,300kg**の不正薬物を摘発（史上初の3トン超え）

【2020年】

✓ 新型コロナウイルス感染症の影響か（？）摘発件数・量共に減少（新たな手口？）

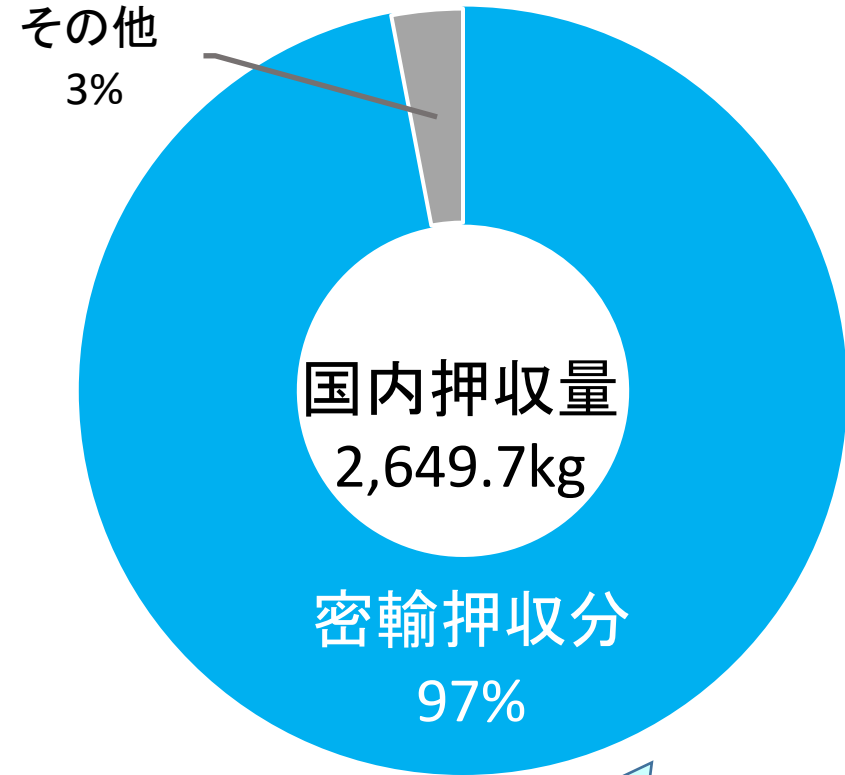
2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（覚醒剤摘発状況）～

◆ 覚醒剤の摘発件数及び押収量の推移



(参考) 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合

※警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ（2019年）



- ✓ 2019年の覚醒剤押収量（全国税関）
- ⇒ 約**2,570kg**
- ⇒ 約**8,500万回分**の使用量に相当
- ⇒ 約**1,500億円**の末端価格に相当

2019年まで
4年連続
1トン超え

2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（摘発事例）～

◆ 名古屋税関での摘発事例（国際郵便物）

《絵画（再現模型）》



覚醒剤約550gを摘発！

- ✓ 絵画のプラスチック製キャンバス部に練り込んで隠匿
(2019年11月17日摘発)

2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（摘発事例）～

◆ 名古屋税関での摘発事例（国際郵便物）

2020.11追加

《黑色フェイスパック》



コカイン約2.3 kgを摘発！

- ✓ 黒色に着色し、フェイスパックに偽装して隠匿（2020年10月3日摘発）

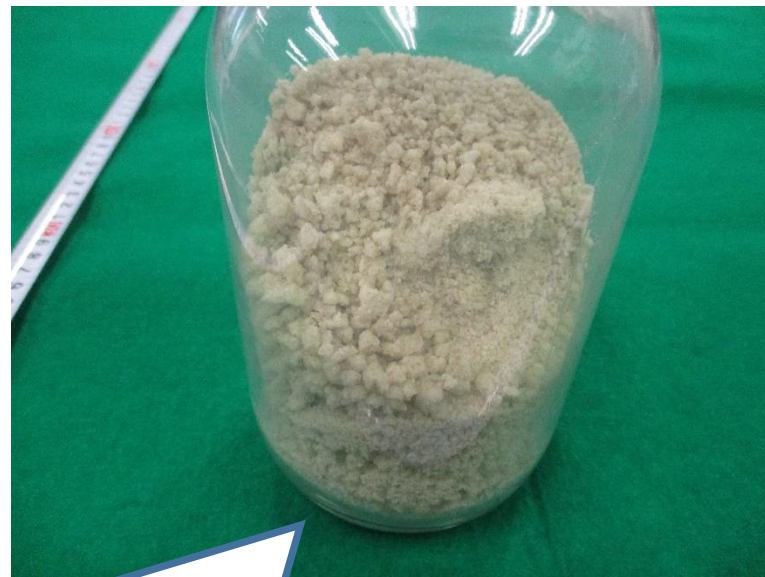
2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（摘発事例）～

◆ 名古屋税関での摘発事例（国際郵便物）

《ワインボトルに詰められた液体》



《液体から抽出したMDMA》



MDMA約570gを摘発！

- ✓ MDMAを溶かした液体をワインボトルに詰めて隠匿
(2020年5月28日摘発)

2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（摘発事例）～

◆ 名古屋税関での摘発事例（外国貿易船）



✓ 三河港（豊橋）に入港した外国貿易船の船底にある海水取入口に隠匿
（2019年8月19日摘発）

コカイン約**177Kg**を摘発！

✓ 洋上取引され、静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸から陸揚げ
（2019年6月3日摘発）

◆ 名古屋税関での摘発事例（洋上取引）



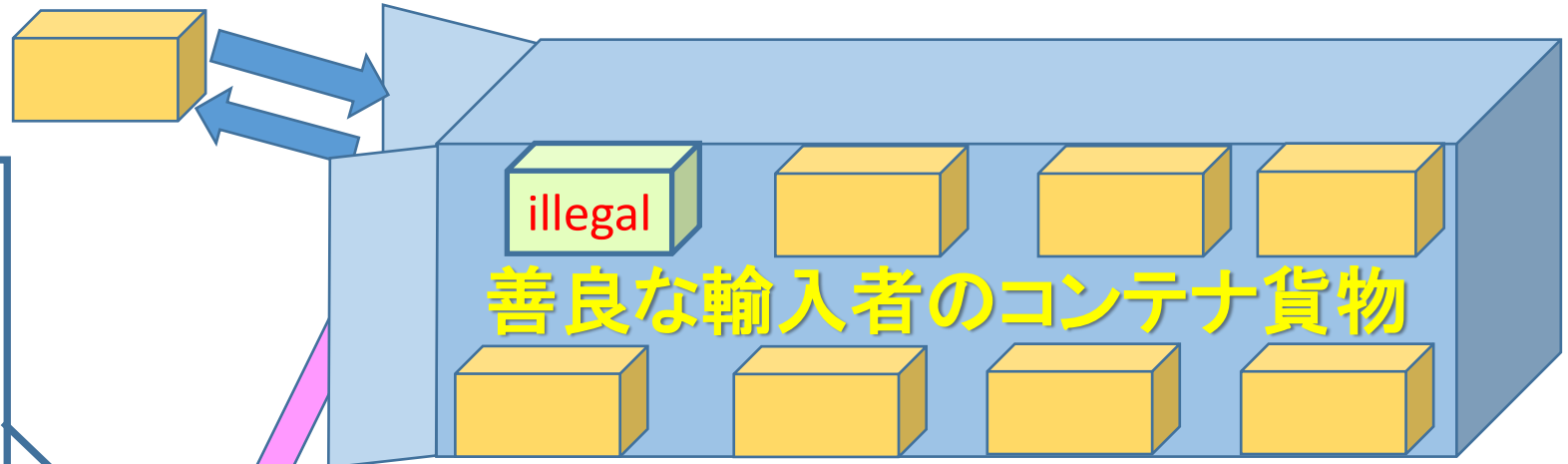
覚醒剤約**1 t**を摘発！



2 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の取締り（摘発事例）～

◆ 他税関での摘発事例（コンテナ貨物）

外地発送以降、正規貨物へ紛れ込ませる
(リップオン)



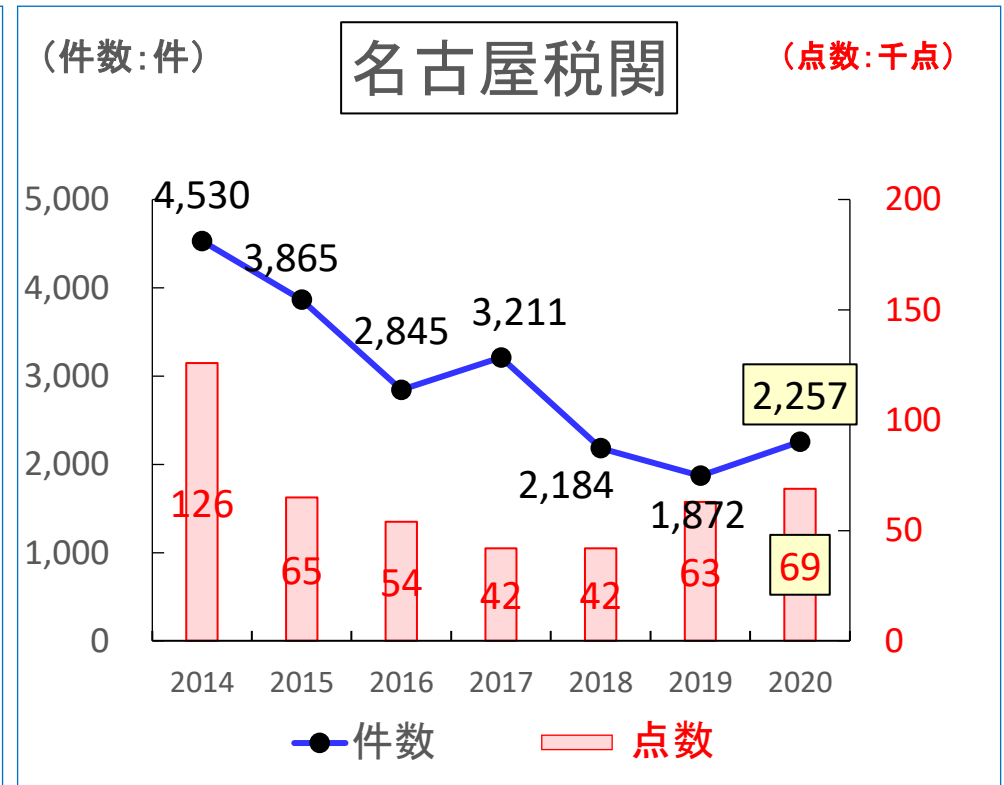
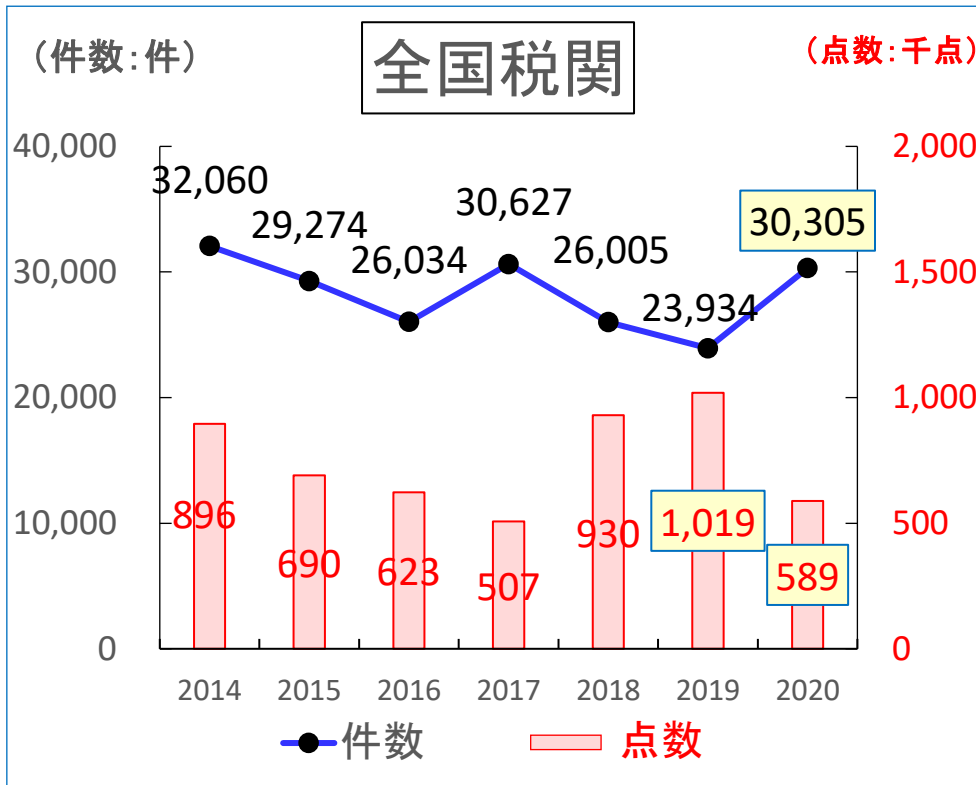
2020.4
横浜税関

エクアドルから
到着した海上貨
物から、コカイン
約722kg
を摘発

運送途上、港到着時、積替え時
等の際に、紛れこませたものを、
貨物から荷抜きをし密輸入する
(リップオフ)

2 安全・安心な社会の実現 ～知的財産侵害物品の取締り（差止状況）～

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止件数及び点数の推移



【2019年】

✓ **全国税関の差止点数が7年ぶりに100万点超え**

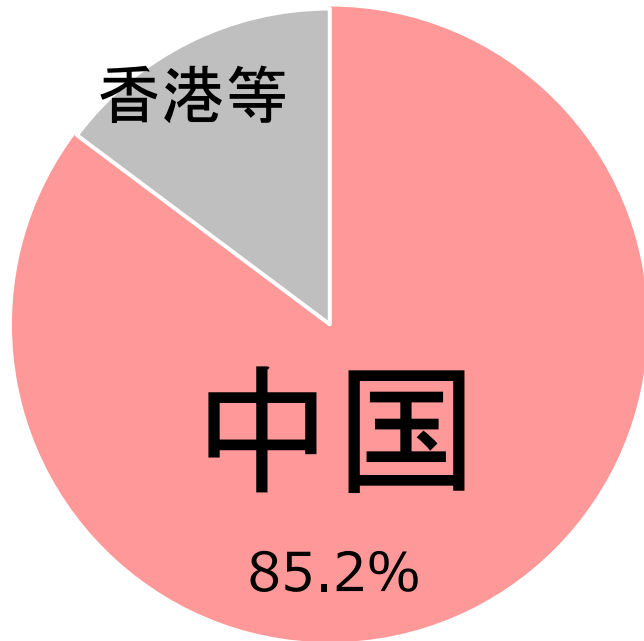
【2020年】

✓ **点数ベースでは伸び ⇒ 小口の宅配貨物等も警戒**

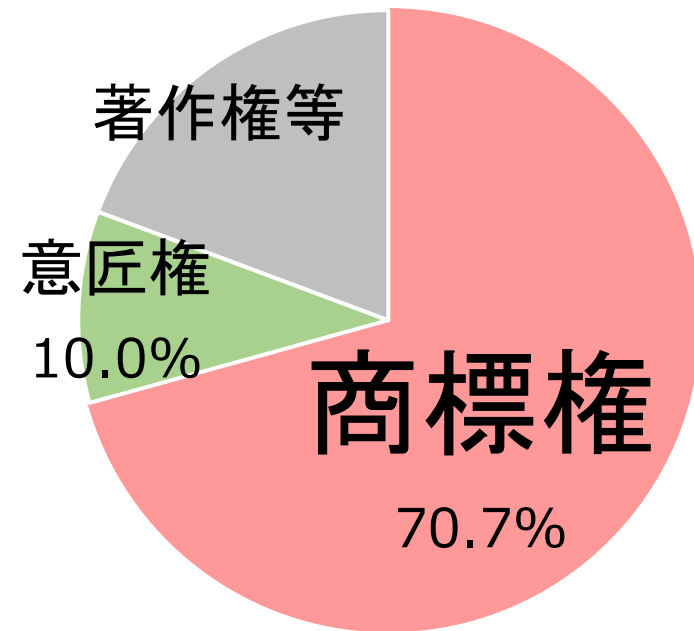
2 安全・安心な社会の実現 ～知的財産侵害物品の取締り（差止状況）～

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止状況（全国税関）

《仕出国別（差止件数）》



《権利別（差止点数）》



【2020年】

- ✓ 仕出国別では、中国来貨物が約 **8割強**（差止件数）
- ✓ 権利別では、商標権侵害物品が約 **7割**（差止点数）

2 安全・安心な社会の実現 ～知的財産侵害物品の取締り（差止事例）～

◆ 知的財産侵害物品の例



マスク(商標権)



トレーニング機器
(意匠権)

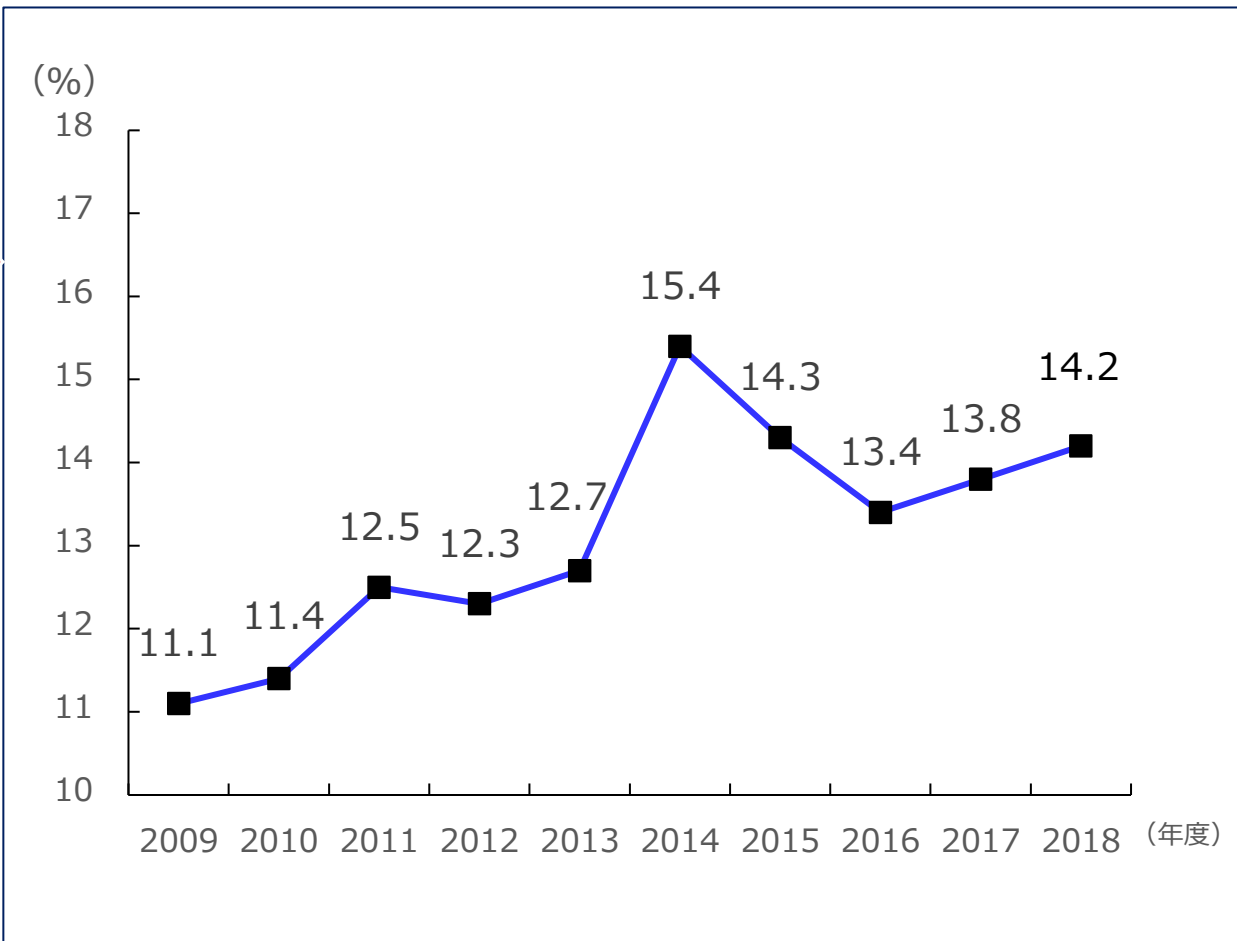
2 安全・安心な社会の実現 ～知的財産侵害物品の取締り～

◆ 名古屋税関での知的財産侵害物品差止実績公表時の様子



3 適正かつ公平な関税等の徴収 ～関税、消費税等の徴収（税関収入額）～

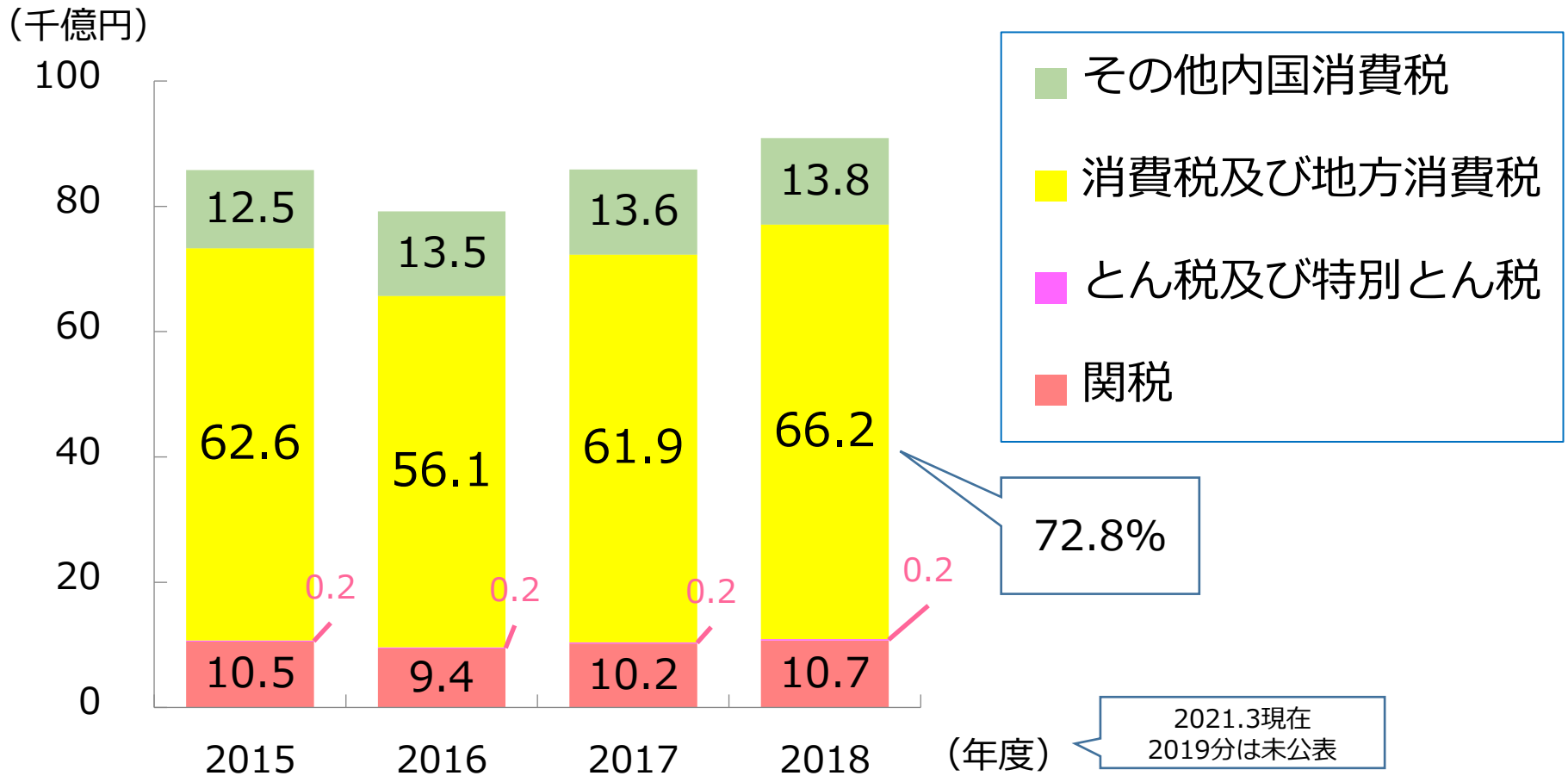
◆ 国税収入額に占める税関収入額の割合と推移



✓ 全国税関で約**9.1兆円**（国税収入額の約**14%**）を徴収

3 適正かつ公平な関税等の徴収 ～関税、消費税等の徴収（税関収入額）～

◆ 税関収入額の内訳



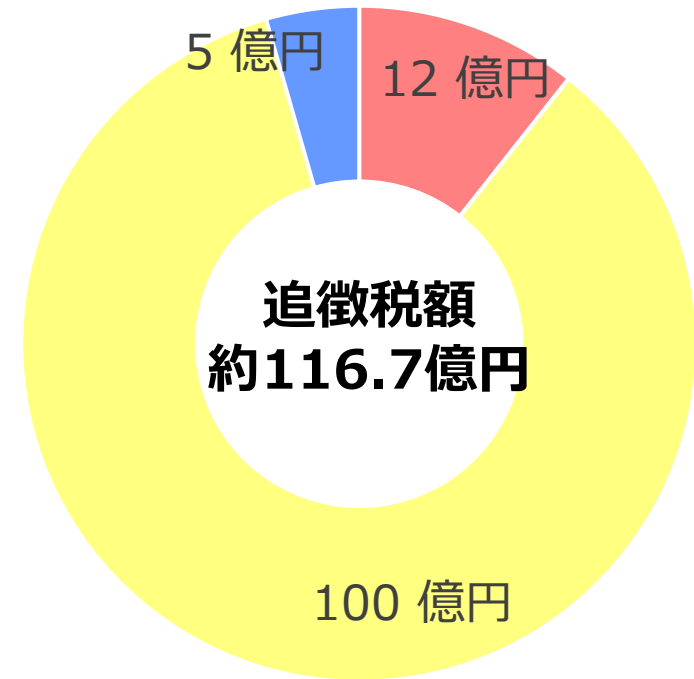
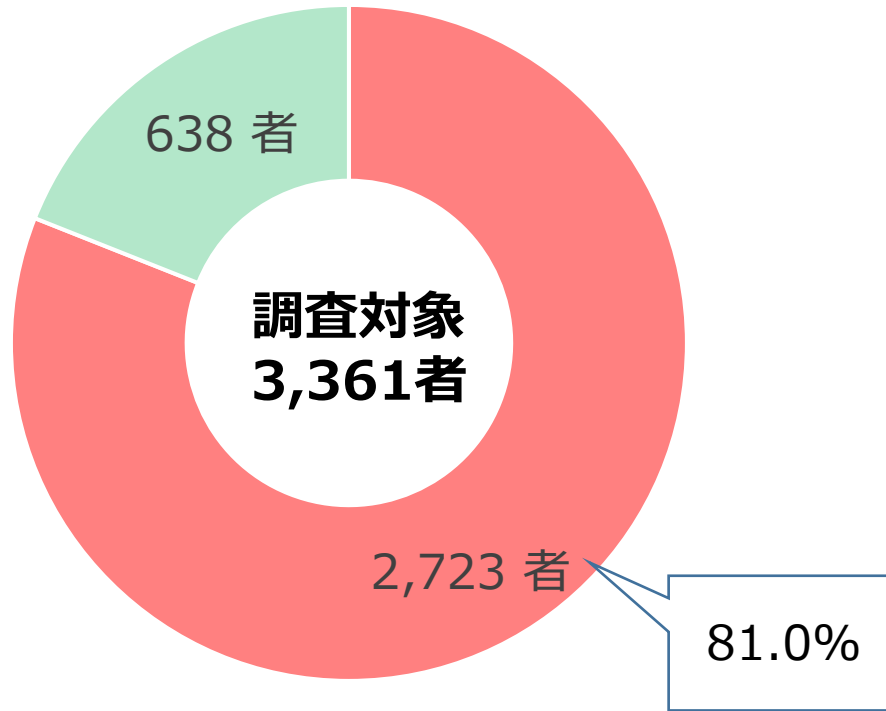
✓ **消費税及び地方消費税が税関収入額の約73%を占める**

3 適正かつ公平な関税等の徴収 ～輸入事後調査～

◆ 輸入事後調査での追徴税額等（全国税関 令和元事務年度（2019.7～2020.6））

《調査状況》

《追徴税額》

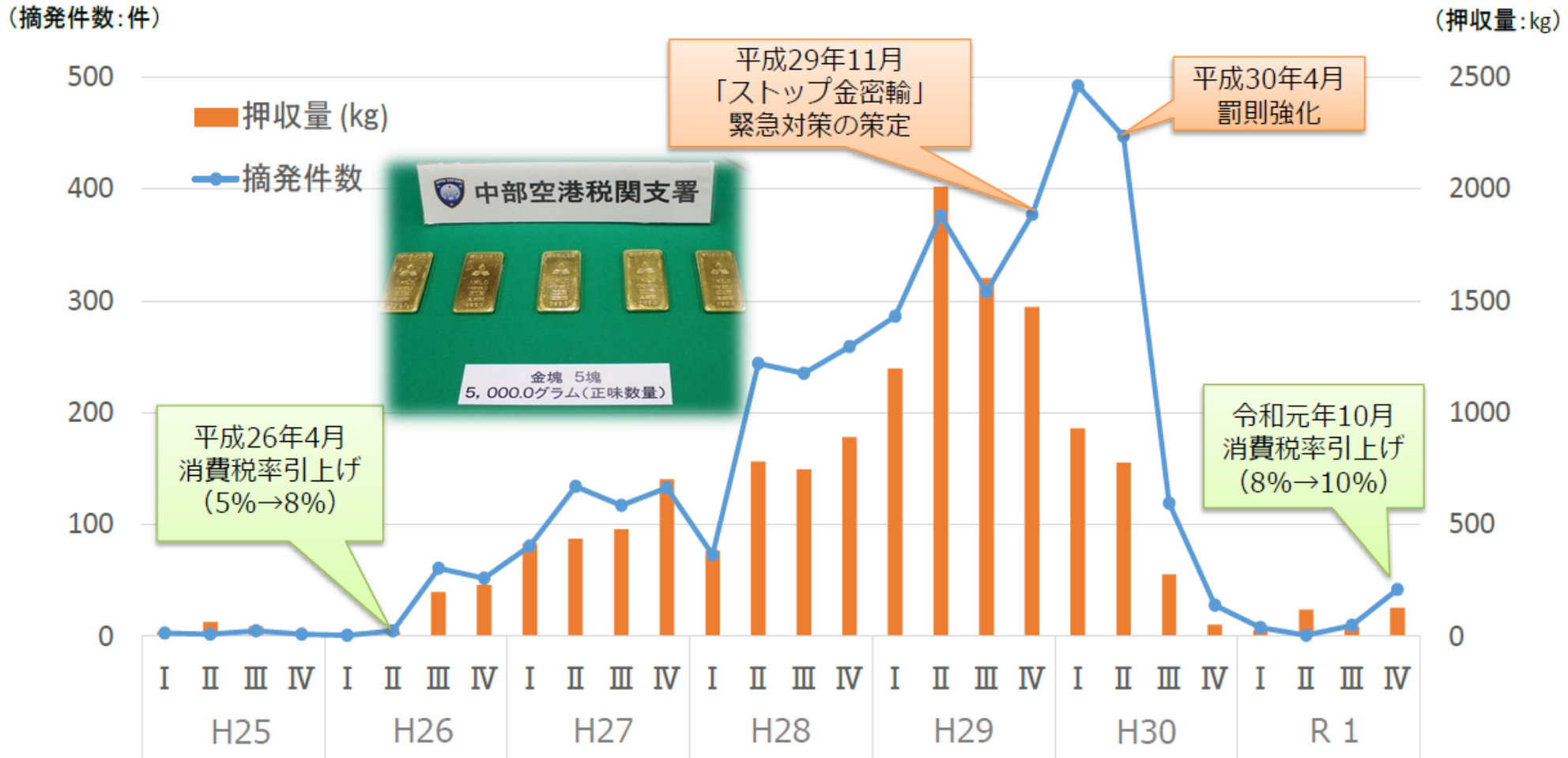


（調査状況、追徴税額ともに2019事務年度（2019年7月～2020年6月）実績）

- ✓ 調査を行った者のうち、約 **8割** が申告漏れ等有
- ✓ 全国税関での追徴税額は、**依然として100億円超え**

3 適正かつ公平な関税等の徴収 ～金密輸入への対応（摘発状況）～

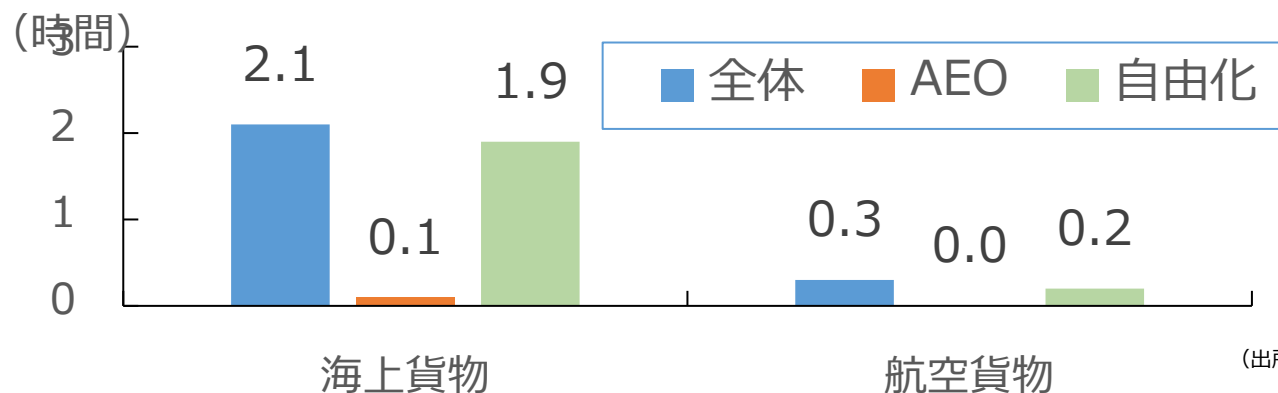
◆ 金の密輸の摘発件数と押収量の推移（全国税関分）



✓ 摘発件数・押収量ともに大幅に減少したものの、消費税10%への引き上げ後、摘発件数は増加傾向

4 貿易円滑化の推進 ～通関所要時間ほか～

◆第12回輸入手続の所要時間調査結果（2018年7月6日財務省発表）



NACCS

輸出入貨物の手続や船舶等の入出港手続等処理するシステム

(出所) 財務省HP「第12回輸入手続の所要時間調査」

✓ 通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）

⇒ 海上貨物：2.1時間（前回調査から0.3時間短縮）

⇒ 航空貨物：0.3時間（前回調査並み）

⇒ AEO輸入者の特例申告貨物に係る所要時間は前回調査並み → 圧倒的速さ

◆保税関連業務も利便性が向上

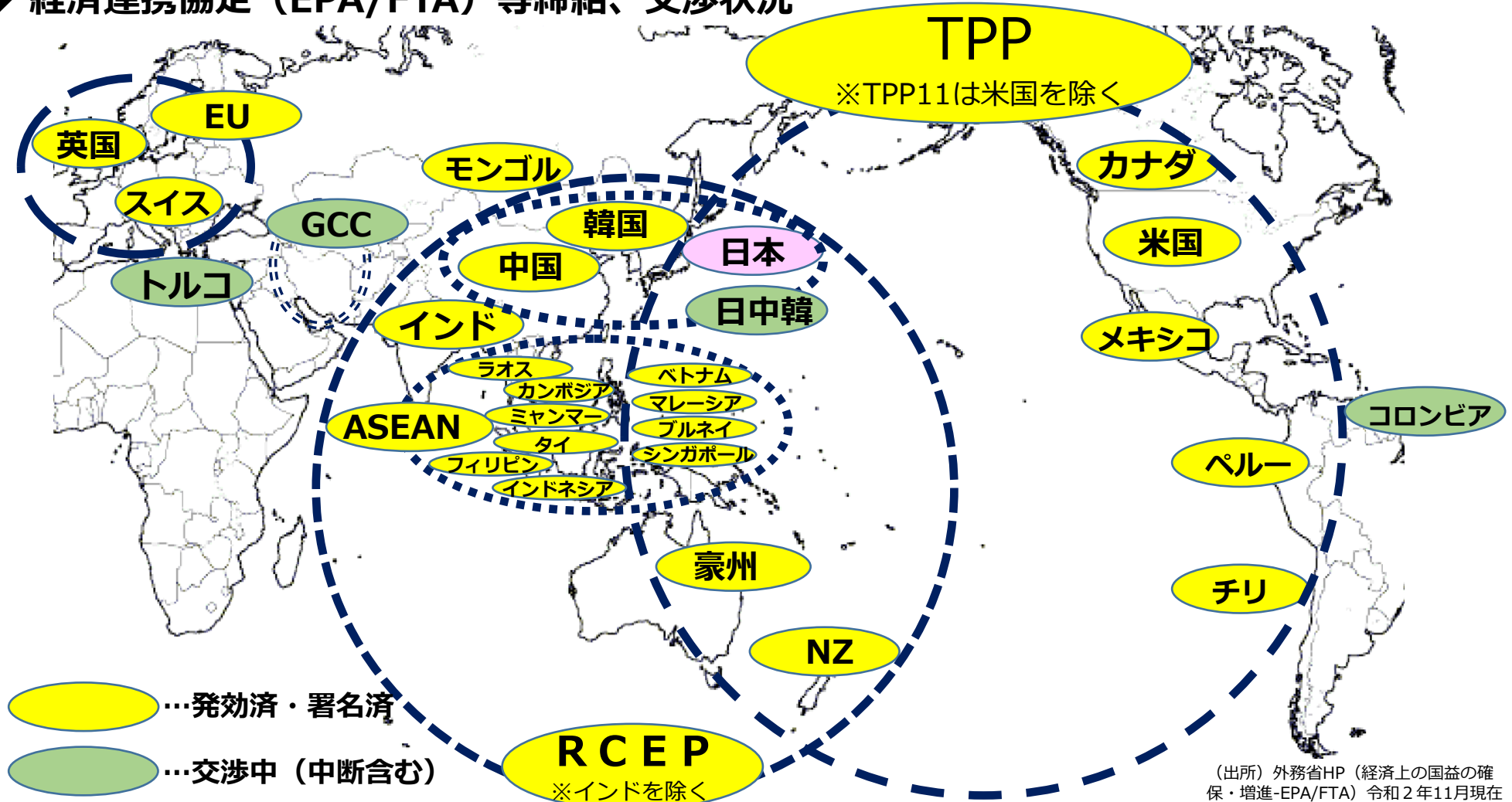
輸出入貨物の搬出入手続、貨物の在庫管理、蔵置中の内容点検、改装や仕分け、見本持ち出し、保税運送申告業務、貨物保管料等の計算（航空のみ）などの機能が充実

CFS（保税蔵置場）から輸入CFS貨物を引き取る際の下記業務をNACCSで行うことが2020年3月15日から可能

- ①引取を依頼する荷主等がCFSに対して「搬出を依頼する業務」
- ②CFSから「搬出依頼に対して回答する業務」
- ③CFSが荷主等からの「引取り依頼期限（時間）を制御する業務」

4 貿易円滑化の推進 ～経済連携協定等（締結、交渉状況）～

◆ 経済連携協定（EPA/FTA）等締結、交渉状況



(出所) 外務省HP (経済上の国益の確保・増進-EPA/FTA) 令和2年11月現在

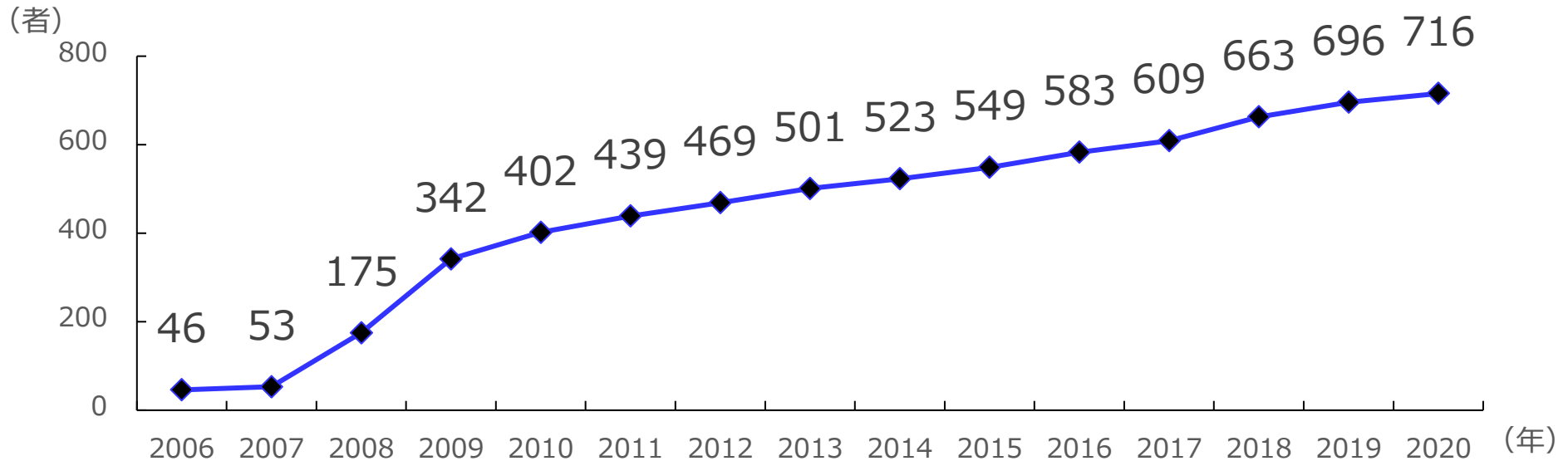
- ✓ 発効済・署名済EPA/FTA等は**21**
- ✓ 発効済・署名済EPA/FTA等の相手との貿易が日本の貿易総額に占める割合は**79.0%**
- ✓ 交渉中EPA/FTA等を含めると、日本の貿易総額に占める割合は**86.1%**

4 貿易円滑化の推進 ～AEO制度、申告官署自由化～

◆ AEO (Authorized Economic Operator : 認定事業者) 制度 (2006年～)

- ✓ 「**貨物のセキュリティ**」と「**コンプライアンス (法令遵守)**」に係る体制が整備されていると税関が認定した事業者に対し、税関手続の簡素化・迅速化等のメリットを与えて、国際貿易におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の双方の実現を図るもの

《AEO事業者数推移》※各年4月1日時点



◆ 申告官署の自由化 (2017年10月8日～)

- ✓ 貨物の蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者については、いずれの税関官署に対しても申告ができるよう、関税法を改正したもの

4 貿易円滑化の推進 ～AEO制度、申告官署自由化～

◆ A E O (Authorized Economic Operator : 認定事業者) の種別

特定輸出者制度
(AEO輸出者)

特例輸入者制度
(AEO輸入者)

特定**保税**承認者制度
(AEO**保税**承認者)

認定通関業者制度
(AEO通関業者)

特定**保税**運送者制度
(AEO**保税**運送者)

認定製造者制度
(AEO製造者)

4 貿易円滑化の推進 ～特定保税承認者制度（AEO保税承認者）～

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された
保税蔵置場等の被許可者（特定保税承認者）

緩和措置(メリット)

- 保税蔵置場又は保税工場を設置しようとする場合、税関長へ
届け出ることにより可能
- 一般の保税蔵置場等より許可期間が長期（6年→8年）
- 届出に係る保税蔵置場及び保税工場について、帳簿の保存期間
が2年から1年に短縮
- 税関の保税業務検査は、AEO倉庫業者のコンプライアンスを
反映した検査を実施
- 保税蔵置場及び保税工場について、許可手数料が免除に。
- AEOの事後監査の周期を延長（R3. 7～、4年→5年）
- AEO相互承認締結国のAEO制度において、相手国税関の
バリデーション(検証)の際にAEO倉庫業者の資格が考慮

4 貿易円滑化の推進 ～特定保税運送者制度（AEO保税運送者）～

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者のほか、特定保税承認者その他の国際運送貨物取扱業者

緩和措置(メリット)

- 保税運送について個々の承認が不要となるなど、簡易な手続で行えることにより事務負担が軽減
- 特定委託輸出申告に係る貨物について、輸出者の委託を受けて、保税地域以外の場所から直接積込港等まで運送することが可能
- AEOの事後監査の周期を延長(R3. 7～、3年→5年)
- AEO相互承認締結国のAEO制度において、相手国税関のバリデーション(検証)の際にAEO運送者の資格が考慮



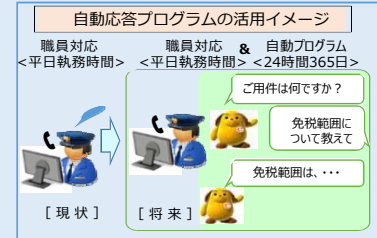
貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来 を実現するために**世界最先端の税関**を目指します



貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンス や利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

Solution (利便向上策)

- ① 自動応答プログラム等による24時間365日の質問相談への対応
- ② 税関検査のオートメーション化による一層の迅速通関の実現



Multiple -Access (多元連携)

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

- ① テロ対策等の観点から情報収集を強化するとともに、**貨物や旅客に関する事前情報（PNR等）を一層迅速かつ適切に入手・活用**
- ② 情報収集の更なる効率化のため、**インターネット上の情報を自動収集するウェブクロウリング技術の活用を検討**



Resilience (強靱化)

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。

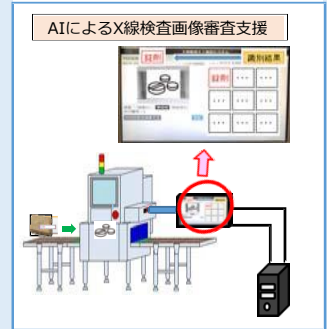
- ① 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りを確保するため、**無人航空機（ドローン等）や衛星技術の活用を検討**
- ② テレワーク環境の強化など、**柔軟な働き方のための環境を整備**



Technology & Talent (高度化と人材育成)

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、利便性の創造や一層の 効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、その活用に併せ人材育成、業務見直し、職場環境の改善を目指します。

- ① 通関審査や事後調査を支援するため**ビッグデータのAI解析を開始**
- ② **AIによるX線検査画像審査支援**
- ③ 定型的業務の自動化・効率化を図るため、**RPAの導入と対象業務を拡大**
- ④ **NQR装置（覚醒剤隠匿探知装置）の調査研究を推進**し、早期実配備を目指す
- ⑤ AI等先端技術導入のための**検討体制の整備及び人材の育成・確保**



5 スマート税関構想2020 ～入国検査場：電子申告端末・電子ゲート～



6 空港で電子申告ゲートを運用。

成田国際空港（第1、第2、第3ターミナル）、羽田空港（第3ターミナル）、
関西国際空港（第1ターミナル北ウイング、第2ターミナル）、
中部国際空港（第1ターミナル）、福岡空港、新千歳空港

那覇空港
2021.4～運用

電子申告ゲートは人・人接触を軽減するものであり、ICAO（国際民間航空機関）及びIATA（国際航空運送協会）は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、電子申告を推奨しています。感染症対策のためにも、ぜひ、電子申告ゲートをご利用ください。

事前に！アプリを使ってスマホで簡単に申告



スマートフォンに「税関申告アプリ」をダウンロードして、案内にしたがって入力すると「携帯品・別送品申告書」を作成できます。入力が終了するとQRが作成されます。



税関検査場で！ゲートをスピーディに通過



必要なのはパスポートとQR

日本の空港の税関検査場に設置された電子申告端末で、パスポートとアプリで作成した QRを読み取らせることにより「携帯品・別送品申告書」の提出が完了します。その際、ゲート通過のときに必要となる顔認証用の写真を撮影します。

※端末にアルコール消毒液を用意していますので、端末使用前後の手指消毒をお願いします。

ゲートは顔認証で通過

電子申告端末での手続きが完了したら、そのままゲートをスムーズに通過できます。

※税関職員による検査を受ける場合があります。

※顔認証のために撮影された写真は、ゲート通過後、すぐに消去されます。

※免税範囲を超えた携帯品や別送品の申告等がある場合は、税関職員のいる検査台に案内されます。



不明な点は空港内の税関職員にご確認ください。

※キャラクター「カスタム君」

電子申告ゲートのご利用方法



1 事前に税関申告アプリをダウンロードしておけばスムーズに手続きができます。



2 アプリの案内にしたがって順番に必要な事項を登録していくと、QRが作成されます。



3 QRとパスポートを用意して、空港の税関検査場に設置された電子申告端末に行きます。



4 電子申告端末のリーダーにかざし、QRとパスポートの顔写真部分をかざすだけでOKです。



5 電子申告端末の操作中に、端末側のカメラで顔の撮影を行います。



6 荷物受取り前の待ち時間に手続きするのオススメ！



7 手荷物を受取ったら、ゲートへ向かいます。



8 ゲートで顔認証が行われて、スムーズに通過できます。

OK!!

1人ずつ手続きが必要です。
小さなお子様*は家族と一緒に利用することができます。

*身長100cm未満の方のみ

OK!!

カートごと通過できます。
車いすをご利用の方は、車いすのまま通過できます。

顔撮影時のご注意

電子申告端末での申告手続きとゲートの通過の際に顔認証のための撮影を行いますので、顔を覆うものは外してください。



税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

電子申告ゲートには、国際観光旅客税の徴収の一部が充当されています。



● 電子申告端末 (通称:キオスク端末)



● 電子(申告)ゲート (通称:Eゲート)



5 スマート税関構想2020 ～入国検査場：電子申告端末・電子ゲート～



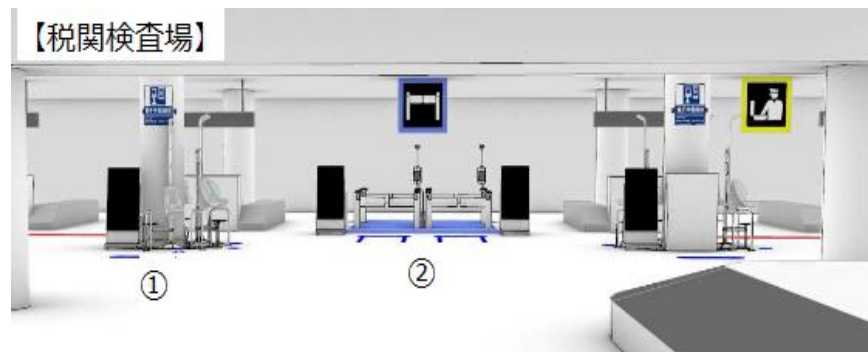
(Eゲートの概要)

手続きの流れ

1. 「**税関申告アプリ**」を事前にインストール（スマートフォン等）
機内等においてオフラインで**携帯品申告データ**を入力し**QRコード**を作成。
2. 税関検査場内に設置した「**電子申告端末**」でQRコード（携帯品申告データ）及びIC旅券情報を読み取らせる。その際、システムにより以下を自動的に実施
 - ア. 電子申告端末の顔認証カメラで撮影した顔写真とIC旅券情報の顔画像を突合
申告者の本人確認
 - イ. 徴税、支払手段等の届出等の要否を判定し、それら手続が必要な旅客は「電子申告端末」上で「電子申告有人検査台」へ誘導
3. 事前旅客情報等との突合により検査の要否を判定。電子ゲート通過時の顔認証によりゲートが開閉。ゲートが閉鎖された場合、職員がゲートを利用した旅客専用の検査台に旅客を誘導し、検査



①電子申告端末



②電子ゲート

5 スマート税関構想2020 ～入国検査場：電子申告端末・電子ゲート～



電子申告ゲートをご利用ください！

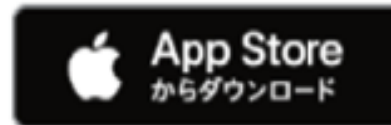
成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳で運用中

＊ 簡単な事前申告、迅速な税関手続き

＊ 非接触型で新型コロナウイルス対策としても有効

那覇空港でも
2021.4～運用開始

- ① スマートフォンに
「**税関申告アプリ**」をダウンロード
- ② 案内に従い必要事項を登録
- ③ QRが作成される
- ④ 税関検査場内の専用端末にQRと
パスポートをかざすだけ！
- ⑤ ゲートをスムーズに通過！

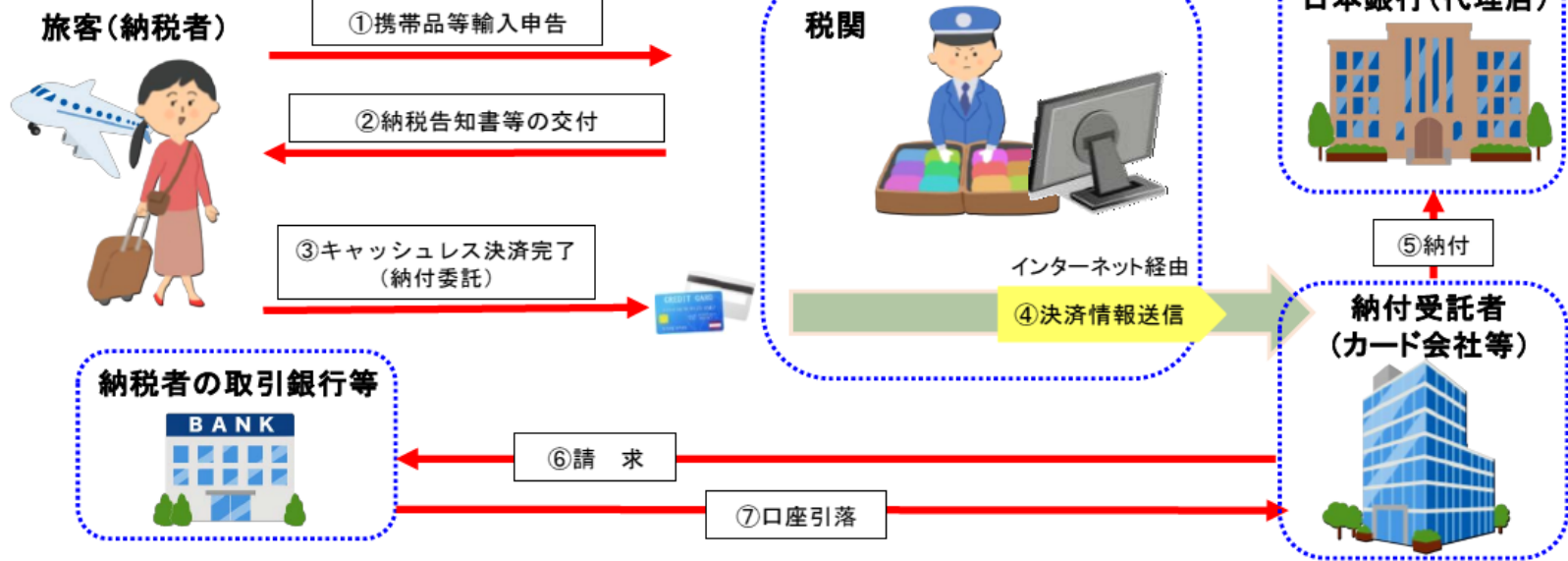


5 スマート税関構想2020 ～キャッシュレス納付～

通関時における関税等の納付手段の多様化

○ 本邦に入国する旅客等の携帯品等の通関手続（旅具通関）や商業貨物や国際郵便物等の通関において徴収する関税等について、更なる納付手段の多様化等の観点から、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備する。

例) 旅具通関におけるクレジットカード納付



【キャッシュレス納付の概要】

- クレジットカードやスマートフォン決済により納付。
- 納税者が納付受託者に納付手続を委託し、納付受託者がその納付手続を受託した日に関税等の納付があったものとみなして、延滞税等を適用。
- 適正なキャッシュレス納付を実現するための所要の規定を整備する。
(納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務、納付受託者への質問検査 等)

6 トピックス ～保税行政に関する話題提供～



保税地域における国際的なオークションやアートフェアの開催について

経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。

保税地域の活用

○ 保税地域とは

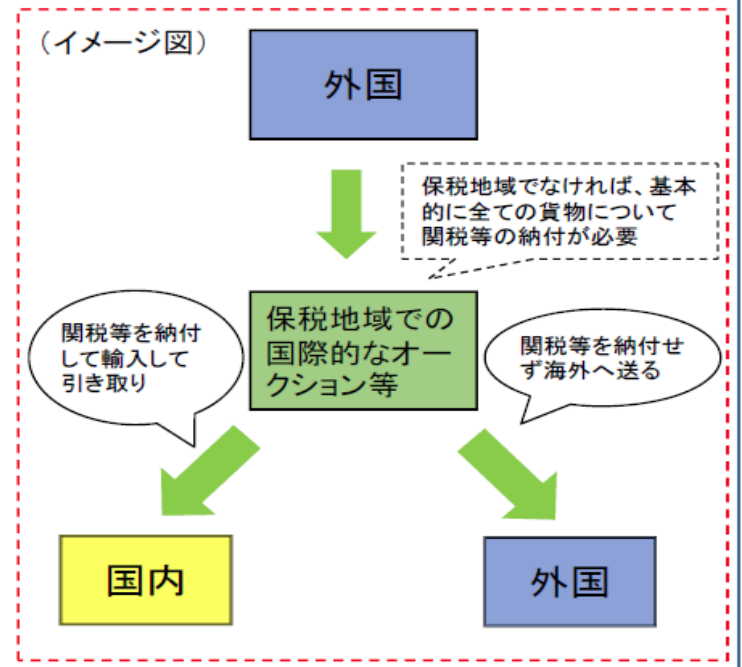
保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続きを行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。



6 トピックス ～保税行政に関する話題提供～

保税地域における国際的なオークションやアートフェアの開催にあたって

国際的なオークションを開催する保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

保税蔵置場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税蔵置場許可申請書
- ②最近の事業報告書等
- ③保税蔵置場及びその付近の図面
- ④貨物管理に関する社内管理規程 (CP) 等

国際的なオークションの開催にあたって

- 貨物の管理
- 入退場者の管理
- 輸入等手続き
(外国貨物の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す)
- 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管も可能 等

国際的なアートフェアを開催する保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

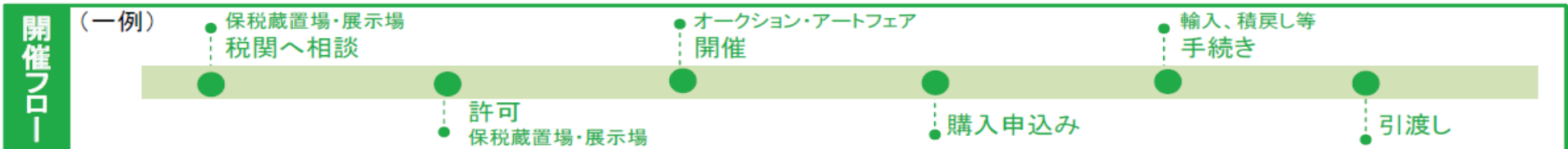
保税展示場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税展示場許可申請書
 - ②保税蔵置場の②～④書類
 - ③博覧会等の名称、目的内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類 等
- ※国・地方公共団体の後援等が必要

国際的なアートフェアの開催にあたって

- 貨物の管理
- 輸入等手続き
(展示物品の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す) 等



← ツイート

リツイート済み



河野太郎 

@konotarogomame

保稅地域に関する規制改革、本日、解決を見ることになりました。財務省関稅局、仕事がはやい。

2020年09月30日 18:05 · [Twitter for iPhone](#)

6 トピックス ～保稅行政に関する話題提供～

緊急事態宣言等が、管内の全地域で解除 外部を訪問する業務の取扱いについて

- 外部への訪問のうち、テレビ・ウェブ会議・電話・メール等による対応で差し支えないものについては、積極的にこれらを活用します。
- 上記対応だけでは業務に支障が生じる場合は、相手方との不要な対面時間を極力減らすように努めると共に、下記の点に留意の上、外部への訪問を行います。
 - ・ 原則として相手方の事前同意を得ることとし、相手方に一般的な感染防止策の実施を要請します。
 - ・ 職員は、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施等の基本動作を徹底し、「新しい生活様式」を踏まえた対応に努めます。

接触頻度低減に向けた環境等の整備

- 保稅に係るご相談等でご来庁される場合の
予約制を、本関と四日市支署で導入
(当面、継続)
⇒ 密回避、待ち時間解消、事務効率の向上
- 保稅検査のリモート化を推進中
保稅蔵置場以外に、保稅工場のリモート検査も
開始

(ご参考) ～ その他 税関の取組み ～



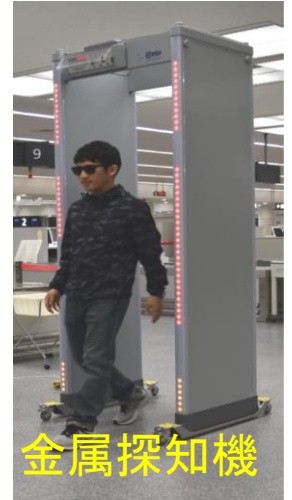
ドローン



移動式官署車



各種検査機器



金属探知機



不審物等対処訓練



関係機関との伝達訓練



関係機関とのテロ対策合同訓練

(ご参考) ～ 税関150周年 温故知新 ～



新一万円紙幣 表



渋沢栄一 氏



旧 三田共用会議所



現 三田共用会議所

◆ 密輸・テロ・その他不審点に係る情報提供（通報）のお願い

物流業・
倉庫業
関係者の
皆様へ

密輸防止及び 税関業務にご協力を!

Japan Customs need your
assistance to stop smuggling!

「おかしいな」と思ったらすぐ通報 Please inform Customs, on the following occasions.

密輸 24時間受付 シロイクロイ
ダイヤル **0120-461-961**

税関は不正薬物や拳銃、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。
Japan Customs enforces strict measures against the smuggling of illicit drugs, firearms, terrorism-related materials such as explosives.

Check コンテナ異常に関すること：
不自然な補修、補修跡のある
コンテナを発見したとき。
When you encounter suspicious
containers, which leaves a mark of
unnatural repair.

Check 同一貨物のなかに異なるマークや印を
付している貨物がある場合や、同一の
品名、包装形態であるにもかかわらず明ら
かに重量の異なる貨物を見つけたとき
When you encounter cargoes with different
marks among the others, or which weight is
apparently different from the others despite
having the same item and packaging.

Check 営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物やいつもと違う
貨物だったり、商品についての説明が曖昧な輸入業者がいたと
き。また、配送先がホテル、アパート、私書箱等であったとき。
When you encounter cargoes which does not seem to interrelate with the
business of importers or related parties, seem different from regular practice,
or which sent to a hotel, an apartment, a private mail box and so on. When you
encounter importers or related parties who cannot make a clear explanation
about the cargoes they handle.

Check 通関を異常に急いだり、
税関の検査を異常に気にするなど、
頻りに問合せをする輸入者がいるとき。
When you encounter importers who
unnaturally seek to rush Customs
clearance, pay unusual attention to
Customs inspection, or frequently
asks whether the import permission
has been granted.

Check インボイス等へ記載されているものと
違う物品や品名にそぐわない梱包状態
の物品を発見したとき。
When you encounter the items which do not seem to
match with the invoice, or unusual packaging
considering the nature of the items.

Check その他：
業界内で不審な噂を聞いたとき。
When you hear anything suspicious.

税関
JAPAN CUSTOMS

詳しくはWEBサイトで！
<https://www.customs.go.jp/mizugawa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

税関ホームページ
<https://www.customs.go.jp/>

不正薬物等の水際取締りに当たっては、関係業界の皆様のご協力が不可欠となります。些細なことでも、お気づきの点があれば税関までご連絡をお願いします。

(不審事象の例)

- ✓ インボイスに記載されているものと違う貨物を発見した。
- ✓ 同一貨物に他と異なるマークの貨物を発見した。
- ✓ 営業内容と関係がなさそうな貨物で、輸入者の説明があいまいな貨物である。
- ✓ 通関を必要以上に急がせる不審な輸入者である。
- ✓ 梱包テープを必要以上に使用しており、過剰に梱包されている。
- ✓ 時計、スイッチ、リード線、電池などが一緒に梱包されている。

密輸フリーダイヤル：0120-461-961
 税関HP：http://www.customs.go.jp/

◆ 名古屋税関の広報・公聴体制について

税関行政に関するご意見や、お気づきの点がございましたら、税関までお寄せください。

名古屋税関ホームページのメールアドレスでもお受けしております。



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

不審な点を見聞きされましたら、通報をお願いします。

税関のPR活動

税関では、貿易統計に係る「トピックス」のほか、水際取締り、麻薬探知犬の活躍ぶりなど

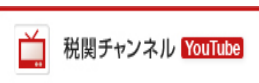
・税関 Facebook



・税関 Twitter



・税関チャンネル (YouTube)



で紹介しています。

詳しくは税関ホームページをご覧ください。

税関への通報・お問い合わせ窓口

- 不審な蔵置貨物の通報先**
 監視部保税取締部門 ☎052-654-4094
 0120-461-961
- 保税制度全般**
 監視部保税総括許可部門 ☎052-654-4092
- 保税蔵置場検査関係**
 監視部保税地域監督官 (1部門) ☎052-654-4098
- 保税工場検査関係**
 監視部保税地域監督官 (2部門) ☎052-654-4099
- 税関手続全般**
 業務部税関相談官室 ☎052-654-4100
- AEO制度 (新規のご相談)**
 業務部認定事業者管理官 ☎052-654-4169
- 貿易統計**
 調査部調査統計課 ☎052-654-4172